

赤坂地区総合支所管理課
高輪地区総合支所管理課
人 事 課

労働基準監督署からの改善指導に対する区の対応について

1 概要

令和4年2月24日付けで三田労働基準監督署から港区立青山保育園及び港区立白金保育園に勤務する職員の時間外労働に関して改善指導を受けました。

区は、当該保育園に対して実施した実態調査に基づき、未申請の時間外労働に対する手当を支給したことから、令和4年11月7日付けで三田労働基準監督署に指導事項に係る区の対応について報告を行いました。

2 指導事項

- (1) 残業申請による労働時間の記録（システムによる時間外勤務申請）と入退館の記録等（タイムレコーダーの打刻時間）による時間との間に相違が存在しているにもかかわらず、その相違が生じている原因を合理的に説明できない。
- (2) 過去2年に遡り、上記関係記録を示した上で、各労働者から事実関係について聞き取りを行うなどの実態調査を行い、その結果と今後の改善策について報告すること。
- (3) 当該実態調査の結果、差額の超過勤務手当の支払が必要な場合は、追加で当該差額を支払うとともに同種の事案の再発防止のための具体的な方策を講じた上でこれら事項について、併せて報告すること。

3 実態調査の結果

	青山保育園	白金保育園	合計
追加申請者数	33名	25名	58名
追加申請時間	4,797時間	6,111時間	10,908時間
差額の手当額	11,720,211円	17,027,265円	28,747,476円

【調査対象期間：令和2年2月1日から令和4年1月31日まで】

4 再発防止策

労働時間を適正に把握するための具体的な方策として、人事管理システムにより管理者が職員の出退勤記録と勤務実態の相違を常に確認できる機能を構築しています。

また、管理職及び園長が当該機能を活用して職員に時間外勤務申請を徹底するよう声掛け等を強化し、職員の労働時間の適正な把握・管理を徹底します。